

臨港道路	
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第5号口）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。</li> <li>・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1 程度とする。                なお、江の島大橋以北については 10YR8.5/0.5 程度とする。</li> <li>・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は 10YR2/1 程度とする。なお、江の島大橋以北については 10YR8.5/0.5 程度とする。</li> <li>・その他の工作物の色彩は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> <li>・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。</li> <li>・植栽は周囲のまち並みや自然環境との調和に配慮し、維持保全に努める。</li> <li>・電線類地中化の維持・保全に努める。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占有者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。</li> </ul>
占用許可基準等 （港湾法第37条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は 10YR2/1 程度とする。なお、江の島大橋以北については 10YR8.5/0.5 程度とする。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR2/1 程度とする。なお、江の島大橋以北については 10YR 6/1 程度とする。</li> <li>・その他の工作物の色彩は色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> </ul>

## ② 県道305号江の島・市道片瀬334号線・市道片瀬358号線

江の島（旧島部）の方針

江の島の歴史を継承する景観の創造

・江の島の自然やまち並みとの調和を図り、史跡名勝江の島にふさわしい景観づくりを目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮する。

県道305号江の島	
<p>整備に関する事項 （景観法第8条第2項第5号口）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。弁天橋の舗装材は参道部分との調和を図る。</li> <li>・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度とする。</li> <li>・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポール の色彩は10YR2/1程度とする。</li> <li>・その他の工作物の色彩は、色相 R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は 彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した ものとする。</li> <li>・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナ ンスを考慮したものとする。</li> <li>・電線類地中化の維持・保全に努める。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配 慮するよう、占有者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽によ る遮蔽などで修景を図る。</li> </ul>
<p>占用許可基準 （道路法第32条第1項又 は第3項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポール の色彩は10YR2/1程度とする。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、 10YR2/1程度とする。</li> <li>・橋梁に添架する施設は、修景に努める。</li> <li>・その他の工作物の色彩は色相 R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩 度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したも のとする。</li> </ul>

市道片瀬334号線、市道片瀬358号線	
<p>整備に関する事項 （景観法第8条第2項第5号口）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。</li> <li>・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度とする。</li> <li>・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナ ンスを考慮したものとする。</li> </ul>

別表1 屋根の色彩基準

彩度区分	明度区分	色調略号	明度範囲	各色相における彩度の範囲			
				R	YR	Y	R, YR, Y以外
無彩色 ・ごく低彩度色	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0			0~0.5
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0			0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
	低明度	D-1	0~2.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0			0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0			1.1~2.0
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	1.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
	低明度	D-3	0~2.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	3.1以上	3.1以上	3.1以上	2.1以上
	高明度	L-4	6.0~8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上
	低明度	D-4	0~2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上

別表2 外壁の色彩基準

彩度区分	明度区分	色調略号	明度範囲	各色相における彩度の範囲			
				R	YR	Y	R, YR, Y以外
無彩色 ・ごく低彩度色	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0			0~0.5
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0			0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
	低明度	D-1	0~2.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0			0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0			1.1~2.0
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
	低明度	D-3	0~2.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	3.1以上	3.1以上	3.1以上	2.1以上
	高明度	L-4	6.0~8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上
	低明度	D-4	0~2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上

■の範囲は使用できません。